

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人小野保育所（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第5条に基づく者をいう。
- （3）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

（費用弁償の支給）

第4条 この法人は役員及び評議員が、その他の会議への出席を行う場合に、職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

（公 表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補 足）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。